

令和2年度第3次補正予算案の事業概要 (PR資料)

令和2年12月

I . 「新たな日常」の先取りによる成長戦略 中小企業・地域

民間金融機関を通じた資金繰り支援(実質無利子融資の年度内実施、新保証制度保証料補助)

令和2年度第3次補正予算案額 **1兆8,980億円** <うち財務省計上1兆699億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症により売上が減少した中小・小規模事業者等に対して令和2年5月1日より開始した、都道府県等の制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保、保証料補助について、年度末の資金需要の増加による日本公庫等の窓口ひっ迫に対応するため、来年3月まで実施します。
- また、今般の経済対策を踏まえ、①中小・小規模事業者等の経営改善等の取組に係る新たな信用保証制度の創設、②早期の事業再生に向けた取組みを促す信用保証制度の拡充により、ポストコロナ時代に対応した経済構造の転換・好循環の実現を目指します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業主等の資金繰りを円滑化

条件(対象者、対象行為、補助率等)

補助(0.8兆円)【経産省計上】



出資(1.1兆円)【財務省計上】



事業イメージ

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者等が、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に、保証料の一部を補助する制度を創設。
- ② 中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行するために必要な資金を保証付融資で支援する「経営改善サポート保証」の据置期間を5年に延長した上で、保証料の一部を補助をする制度に拡充。

(対象要件)

①	保証限度額	4,000万円
	保証期間	10年以内
	据置期間	5年以内
	金利	金融機関所定
	保証料(事業者負担分)	0.2% (補助前は原則0.85%)
	売上減少要件	▲15%
	その他	<ul style="list-style-type: none"> セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けていること 今後取り組む事項(アクションプラン)を作成すること 金融機関が継続的な伴走支援をすること

②	保証限度額	2.8億円
	保証期間	15年以内(一括返済の場合1年以内)
	据置期間	5年以内
	金利	金融機関所定
	保証料(事業者負担分)	0.2% (補助前は原則0.8%-1.0%)
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行すること

日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援

令和2年度第3次補正予算案額 186.0億円 <うち財務省計上 76.0億円>

(1)(2)①中小企業庁 金融課
03-3501-2876
(2)②中小企業庁 財務課
03-3501-5803
(3)中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により業況悪化を来している事業者への資金繰り支援を継続するとともに、事業転換やイノベーション等生産性向上に向けた設備投資や、事業再生・事業承継等に取り組む中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を実施するために、日本政策金融公庫の財務基盤を強化します。

(1) 設備資金貸付利率特例制度の創設

- 新事業・ビジネスモデルの転換等の前向きな設備投資に係る適用金利を、貸付後当初2年間0.5%引き下げ。

(2) 企業再建資金、事業承継・集約・活性化支援資金の拡充

- 再生支援協議会等の関与の下、事業再生に取り組む事業者や、事業引継ぎ支援センター等の支援を受けて事業承継を実施する事業者等に対し低利融資を措置。

(3) 観光産業等生産性向上資金の拡充

- 事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る観光産業等を営む者に対し低利融資を措置。

成果目標

- 中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 設備資金貸付利率特例制度の概要

新事業やビジネスモデルの転換等、生産性向上に資する設備投資を実施する場合の適用利率について、各貸付制度の適用利率から当初2年間▲0.5%
限度額：各貸付制度の限度額（中小事業7.2億円、国民事業7,200万円等）
金利：各貸付制度の適用利率※から当初2年間▲0.5%

(2) 企業再建資金、事業承継・集約・活性化支援資金の拡充

- ①企業再建資金
 - 再生支援協議会等公的支援機関の関与の下、事業再生に取り組む事業者が必要とする設備・運転資金について、基準金利から▲0.9%
 - 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業等を利用して経営改善に取り組む事業者が必要とする設備・運転資金について、基準金利から▲0.65%
- ②事業承継・集約・活性化支援資金
 - 事業引継ぎ支援センター等の支援を受けて付加価値向上計画を策定し、事業の承継・集約を実施する場合、基準金利から▲0.65%
 - 新型コロナウイルス感染症の影響による業況悪化により事業継続が困難となっている事業者から事業の承継・集約を実施する場合、基準金利から▲0.4%
(小規模事業者から事業の承継・集約を実施する場合、基準利率から▲0.65%)

(3) 観光産業等生産性向上資金の拡充

事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る観光産業等を営む者が必要とする設備・運転資金について、基準金利から▲0.4%

※基準利率：中小事業1.11%、国民事業1.86%（担保の有無等によって適用利率は変動）
<令和2年12月1日現在、貸付期間5年以内の標準的な利率>

中小企業等事業再構築促進事業

令和2年度第3次補正予算案額 **1兆1,485億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。
- そのため、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組や、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。
- また、事業再構築を通じて中小企業等が事業規模を拡大し中堅企業に成長することや、海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことが特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。
- 本事業では、中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携し一体となって取り組む事業再構築を支援します。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等) ※本事業では電子申請のみを受け付けます。



事業イメージ

補助対象要件

- ① 申請前の直近6カ月間のうち、売上が低い3カ月の合計売上が、コロナ以前の同3カ月の合計売高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
- ② 自社の強みや経営資源（ヒト/モノ等）を活かしつつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った**事業計画**を認定支援機関等と策定した中小企業等。

補助金額・補助率

	補助金額	補助率
中小企業(通常枠)	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業(卒業枠)※1	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業(通常枠)	100万円以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)
中堅企業(グローバルV字回復枠)※2	8,000万円超～1億円以下	1/2

※1. 中小企業(卒業枠)：400社限定。

計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※2. 中堅企業(グローバルV字回復枠)：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ① 直前6カ月間のうち売上の低い3カ月の合計売上がコロナ以前の同3カ月の合計売高と比較して、**15%以上減少**している中堅企業。
- ② 事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率**5.0%以上増加**を達成すること。
- ③ グローバル展開を果たす事業であること。

事業再構築のイメージ

- 小売店舗による衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少したことを契機に店舗を縮小し、ネット販売事業やサブスクリューサービス事業に業態を転換。
- ガソリン車の部品を製造している事業者が、コロナ危機を契機に従来のサプライチェーンが変化する可能性がある中、今後の需要拡大が見込まれるEVや蓄電池に必要な特殊部品の製造に着手、生産に必要な専用設備を導入。
- 航空機部品を製造している事業者が、コロナの影響で需要が激減したため、当該事業の圧縮・関連設備の廃棄を行い、新たな設備を導入してロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編

令和2年度第3次補正予算案額 2,300億円

中小企業庁 技術・経営革新課
中小企業庁 小規模企業振興課
商務・サービスG サービス政策課

03-3501-1816
03-3501-2036
03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させる必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）に改編します。（※現行の特別枠は令和2年12月で募集終了）

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
 - 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
 - サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- ※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容】

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・3/4
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3 (調整中)

- ① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
(補助額：100万～1,000万円、補助率：2/3)
対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。
- ② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
(補助上限：100万円、補助率：3/4)
小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援します。
- ③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
(補助額：30万～450万円、補助率：2/3)
複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入を支援します。（調整中）

事業承継・引継ぎ推進事業

令和2年度第3次補正予算案額 **56.6億円**

事業の内容

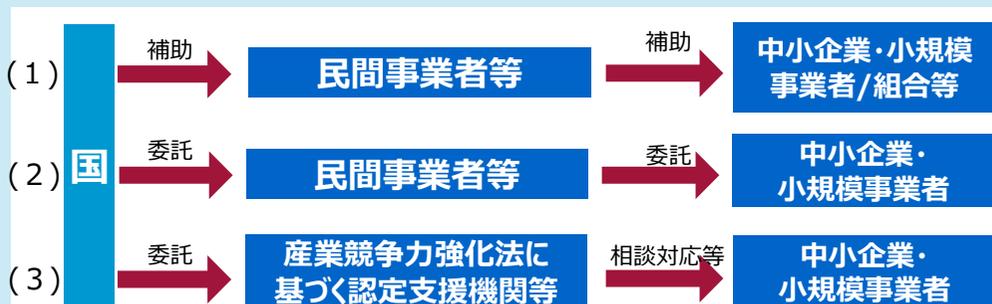
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域の貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代へ引き継ぐため、事業承継・引継ぎを支援するとともに、事業承継・引継ぎ後に行う新たな取組等を支援します。
- 具体的には、事業承継・引継ぎ補助金によって、事業承継・引継ぎを契機とする業態転換や多角化を含む新たな取組や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用等を支援します。
- また、事業承継・引継ぎにおいて後継者教育の重要性が指摘されていることを踏まえ、後継者教育の型を提示するため、承継トライアル実証事業を行います。
- さらに、感染症の影響下における事業承継・引継ぎに対応するため、各都道府県に設置される事業引継ぎ支援センターの体制を整備します。

成果目標

- 感染症の影響下においても、円滑な事業承継・引継ぎを実現し、対象企業の生産性向上や、地域の貴重な経営資源の維持を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）事業承継・引継ぎ補助金

- 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組（設備投資、販路開拓等）や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）の一部を補助します。

支援類型	補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合	
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
創業支援型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援	2/3	400万円	200万円
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	400万円	200万円
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	800万円	200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助				
専門家活用型		2/3	400万円	200万円 (売り手のみ)

- また、中小企業が事業承継・引継ぎを検討する機会を提供する説明会等の実施を支援します。
※説明会等の開催方法等については、開催時における政府や開催地自治体のイベント開催に関する方針に従うこととする。

（2）承継トライアル実証事業

- 実証事業により、後継者に求められる素養・能力と、それらを習得するために必要な後継者教育の型を明らかにします。

（3）事業引継ぎ支援センターの支援体制の整備

- 事業者のニーズに対して適切な相談対応やマッチング支援を行うため、事業引継ぎ支援センターの支援体制を整備します。

中小企業再生支援事業

令和2年度第3次補正予算案額 **30.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、事業の収益性はあるが、財務上の問題を抱える中小企業者等に対し、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を実施します。また、事業再生が特に困難な場合には、個人保証債務の整理に係る弁済計画策定等の経営者の再チャレンジ支援を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、4月から新支援の特例リスケジュール計画策定支援を開始したこともあり、今後再生計画策定支援を受ける可能性のある中小企業者等が急増。
- 加えて、例年、年末以降の再生計画策定支援件数が多いことを踏まえ、中小企業の円滑な再生支援に万全を期します。

成果目標

- 平成30年度から令和4年度までの5年間の成果目標として、足下並みの低い二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年間のモニタリング期間中に再度破綻した率）の実現を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

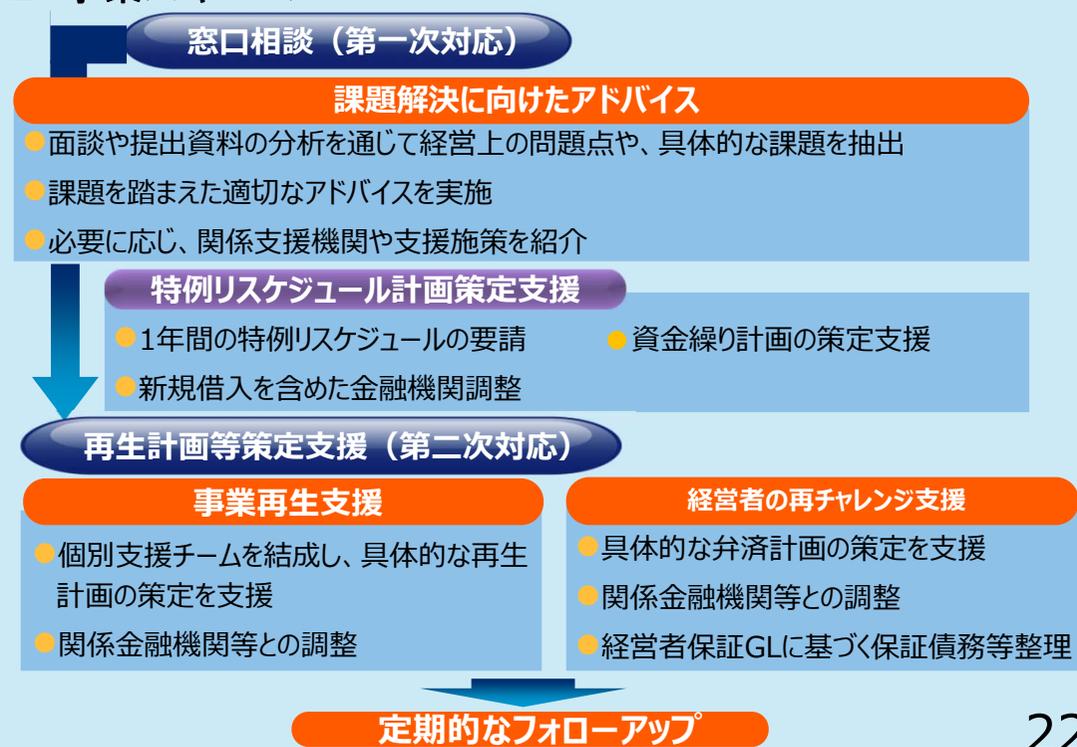


事業イメージ

1. 足下実績（一次相談対応件数）



2. 事業スキーム



令和2年度第3次補正予算案額 **30.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大は、観光需要の低迷や、外出自粛等の影響により、地域の多様な産業に対し甚大な被害を与えています。
- このため、甚大な影響を受けた地域産業において、将来の収益回復の見通しを持っていただくためにも、感染拡大防止対策を徹底しつつ、地域を再活性化するための需要喚起策を実施することが必要です。
- 本事業は、3密対策等の感染拡大防止対策を徹底しながら、ウィズコロナの状況に対応していくために商店街等が行うオンライン活用事業、新たな商材開発やプロモーション制作など、「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援します。
- 各地域で、消費者や生産者との接点を持つ「商店街」が、率先して「地元」の良さを発信や、地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じて商店街の活性化につなげることがねらいです。

支援スキームイメージ



事業イメージ

(1) 対象事業者

商店街等（中小小売業・サービス業のグループ等）

※商店街、飲食店街、温泉組合 等

(2) 事業内容

- ・消費者や生産者が、地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施（オンラインを活用したイベント実施も含む）
- ・地域の良さを再発見を促すような、新たな商材の開発やプロモーションの製作

(3) 上限額

事業実施にかかる費用の実費分について、1申請当たり、以下の上限額まで支援します。

定額を超えた額については、商店街等が1/2を自己負担となります。

① 1者による単独申請

1申請当たり300万円上限（200万円まで定額支援）

② 2者連携による申請

1申請当たり700万円上限（300万円まで定額支援）

③ 3者以上の連携による申請

1申請当たり950万円上限（500万円まで定額支援）



中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

令和2年度第3次補正予算案額 9.8億円

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落ち込み、感染拡大防止対策に要する費用の増加等により、中小企業・小規模事業者の経営は依然として厳しい状況です。
- 新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、引き続き、中小企業・小規模事業者への寄り添った支援を実施していく必要があります。
- 具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対して、キャッシュフローの改善、適切な資金繰り計画策定や販路拡大等の経営支援を実施していく必要があります。
- 今後、ポストコロナの中で、中小企業・小規模事業者に対して再起を促すため、よろず支援拠点における経営相談対応体制の強化を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産等の様々な分野の専門家を配置し、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に無料で対応します。
- 経営課題が明確でない中小企業・小規模事業者等に対しても、経営課題の分析、的確な支援機関の紹介、複合的な課題へのチーム支援等を行います。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りや売上拡大策に課題を抱える中小企業・小規模事業者への支援体制を強化し、支援の充実を図ります。



なりわい再建支援事業

(中小企業等「新グループ補助金」) 令和2年度第3次補正予算案額 **30.0億円**

中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763
中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

事業の内容

事業目的・概要

- 令和2年7月豪雨により大きな被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助します。これにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指します。

成果目標

- 中小企業等が行う施設復旧等を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



- ※1 本激基準適用等の一定の要件を満たす県
- ※2 過去に被災、売上減少要件など一定の要件を満たす場合は一部定額補助

令和2年7月豪雨以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

主な支援内容

- 中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行います。
- また、一定要件を満たす場合には、定額補助を行います (A類型は5億円、その他は1億円が上限)。

<A類型 (熊本県) ※県が復興事業計画を作成>

- ・ 補助上限額：15億円
- ・ 中小企業等：3/4 (国1/2、県1/4)

<B類型 (福岡県、大分県) >

- ・ 補助上限額：3億円
- ・ 中小企業等：3/4以内 (国1/2、県1/4)

<C類型 (山形県、長野県、岐阜県、島根県、佐賀県、鹿児島県) >

- ・ 補助上限額：3億円
- ・ 中小企業等：3/4以内 (国3/8以内、県3/8以内)



※計画の提出・認定はA類型のみ



被災した工場・施設等の復旧支援

なりわい再建資金利子補給事業

令和2年度第3次補正予算案額 **0.5億円**

事業の内容

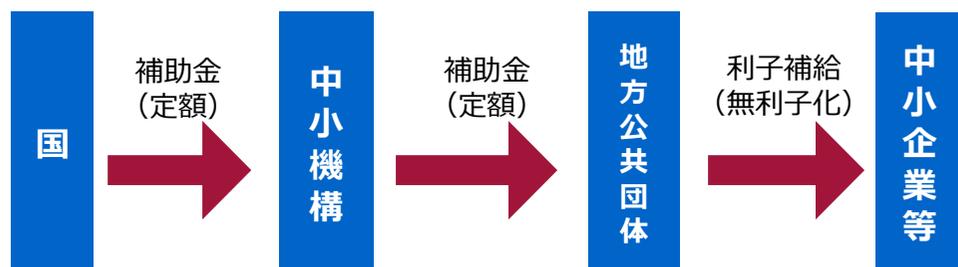
事業目的・概要

- 令和2年7月豪雨において、被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助し、被災地域の速やかな復興の実現を目指す、なりわい再建支援事業を措置しています。
- 資金繰りが困難な事業者も存在する状況であることから、復旧事業に係る事業者負担分の資金繰り支援を行います。
- 具体的には、なりわい再建支援事業を活用し、復旧する事業者に対して、借入後3年間の利子補給を実施することで、融資の実質無利子化を行います。

成果目標

- 中小企業等が行う施設復旧等、及び資金繰りを支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

主な支援内容

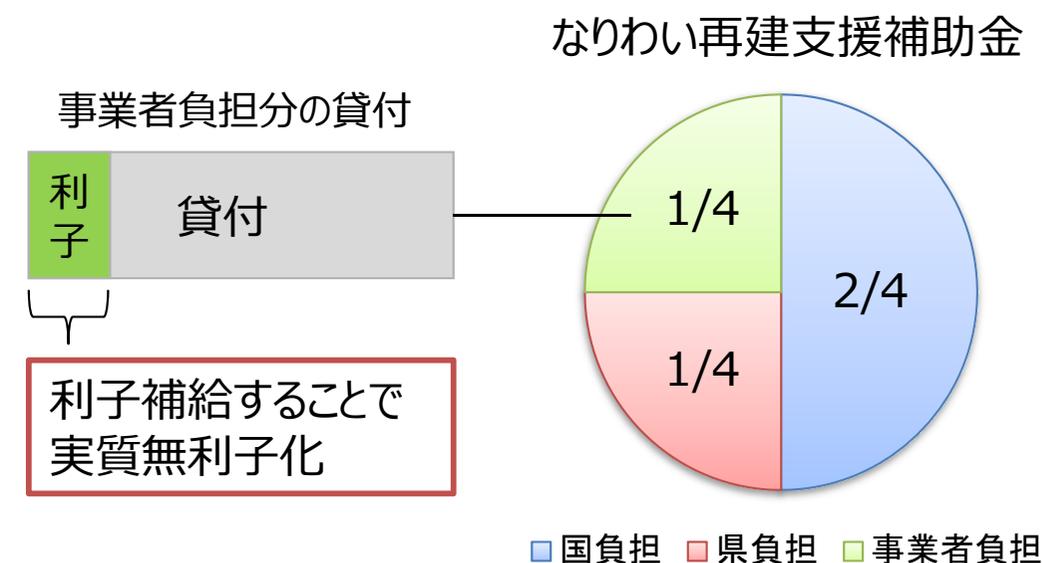
- 中小企業等に対して、利子補給を行うことにより、融資の実質無利子化を行います。

対象要件：令和2年7月豪雨により被災し、なりわい再建支援事業（A類型のみ）を活用し、復旧事業を実施する方

対象貸付：政府系金融機関による特別貸付及び、県による制度融資

対象期間：貸付後3年間

利子補給イメージ



被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）

令和2年度第3次補正予算案額 **11.4億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、全事業者のうち約8割を占め、地元市町村からの雇用者比率も高く、我が国経済の基盤を支える存在であり、その事業の持続的発展は極めて重要です。
- 令和2年7月豪雨により、被災地域の小規模事業者は、生産設備や販売拠点が大規模な損害を受けており、持続的発展を図っていくためには、早期に新たな事業計画を作成し、着実に事業再建に向けた取組を実施していく必要があります。
- そのため、令和2年7月豪雨の被害を受けた小規模事業者による事業再建に向けた取組を支援します。

成果目標

- 被災した事業者の事業再建を支援し、約600者の事業再建を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

事業概要

- 被害を受けた小規模事業者の復旧・復興を推進するため、被災小規模事業者が作成する経営計画に基づく事業再建に向けた機械設備の購入費等を補助します。

補助対象者：令和2年7月豪雨の被害を受けた小規模事業者

補助率：2/3

定額（一定の要件を満たす者）

補助上限額：

200万円（災害救助法が適用された県に所在する直接被災事業者）

100万円（災害救助法が適用された県に所在する間接被災事業者）

対象経費：機械装置等費、設備処分費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

※最大10者まで共同申請可能。（補助上限額×申請者数）

事業イメージ

【飲食業の取組】

- ・店舗再建の間の売上確保、常連客維持のために、移動販売車によるケータリング事業を実施。



【食品製造業の取組】

- ・仮設事業所でも商品製造と販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装機を導入。



商店街災害復旧事業

令和2年度第3次補正予算案額 **0.1億円**

事業の内容

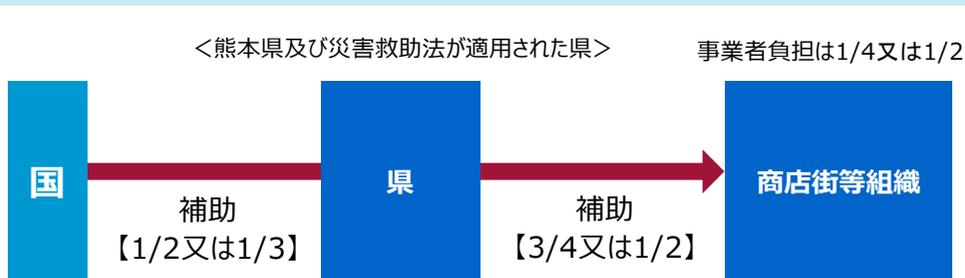
事業目的・概要

- 令和2年7月豪雨に伴う災害による被災地の復旧を速やかに軌道に乗せるためには、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させ地域の消費額を増大させることが重要です。このため、今般の災害の影響を大きく受けた商店街について、被害を受けた施設の改修等に要する費用を支援します。
- 豪雨の影響を大きく受けた商店街等※に対し、被災したアーケードの改修、街路灯等の設備の改修等にかかる費用を支援します。
※補助の対象は、商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等です。

成果目標

- 商店街の復旧を行い、商店街の機能（商機能、コミュニティ機能）の早期回復を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



- ※特に被害の大きかった熊本県及び災害救助法が適用された県に所在する商店街等に限りです。
- ※令和2年7月豪雨に伴う災害の発災以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

アーケードの改修、共同施設の改修、街路灯等の設備の改修等にかかる費用を支援。

(1) 補助率

- ①特に被害が大きい熊本県に所在する商店街等
補助率：補助対象経費の3/4以内（国1/2、県1/4）
- ②災害救助法が適用された県に所在する商店街等
補助率：補助対象経費の1/2以内（国1/3、県1/6）

(2) 補助対象

- 以下の経費のうち、補助事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。
- アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、イベント広場、その他商店街等の機能を高める施設・設備に係る復旧費
 - 商店街への来街を妨害するような障害物の除去費

【被災した様子】



中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業

令和2年度3次補正予算案額 **32.9億円**

貿易経済協力局 貿易振興課 03-3501-6759
貿易経済協力局 投資促進課 03-3501-1662
通商政策局 総務課 03-3501-1654
通商政策局 経済連携課 03-3501-1595
通商政策局 欧州課 03-3501-1096

事業の内容

事業目的・概要

- 地方の中堅・中小企業が海外展開を推進するためには、日英EPAやRCEP等の経済連携の合意を機に、新たに拡大が見込まれる海外市場等への販路開拓を加速する必要があります。
- RCEPや日英EPAにおいて、電子商取引等に関する一定の規律が設けられ、越境EC市場の獲得への環境が整うことが想定されます。対面での販路開拓が引き続き困難ななか、オンラインの販路開拓が重要です。
- RCEPを通じて、食品の関税削減効果が見込まれるため「2030年に農林水産物・食品の輸出5兆円」という目標に向けた対策を強化します。
- このため、オンラインでの販路開拓に向けて、新輸出大国コンソーシアムの枠組みを活用した販路開拓の支援等、RCEPメンバー国等のECサイトへの食品等の出展支援等を実施します。
- これらに加え、RCEP等の協定が最大限活用され、協定の効果が最大化されるよう、事業者へのきめ細やかな情報提供・相談体制等を強化するとともに、RCEPメンバー国等の主要拠点にコーディネーターを配置し、現地での個別課題の解決を支援します。
- また、英国のEU離脱（ブレグジット）によるビジネスへの影響を最小限のものとするため、事業者への情報提供や相談等を実施します。

成果目標

- 2021年以降の中堅・中小企業の海外展開に関する政府目標（現行目標：中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を2020年までに2010年比で2倍にする）

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）新たに海外展開に取り組む企業の販路開拓へのサポート

- ① **ECを活用する中堅・中小企業の商品開発、契約締結等の支援**
 - ・海外消費者が求める商品開発、EC事業者との契約締結等の支援
- ② **海外展開に取り組む企業の販路開拓サポート**
 - ・新輸出大国コンソーシアムにおいて、海外展開に取り組む中堅・中小企業に対して、海外展開計画の策定、商談支援等の適切なサポートを実施
- ③ **地域産品の海外販路開拓のための現地支援及び現地プロモーション**
 - ・農水省やJFOODO等と連携した情報提供及び販路開拓イベントの実施

（2）越境EC市場を通じた海外展開支援

- ・海外の主要ECサイトにJapan Mallを設置、オンライン展示会への出展・PRを支援

（3）進出中小企業の個別課題解決への支援

- ・RCEPメンバー国のJETRO海外事務所に配置されたアドバイザーによる、進出企業の拠点設置や操業等に係る相談対応
- ・関係国の主要拠点にコーディネーターを配置し、現地の官民支援機関と連携して、海外進出に取り組む企業の個別課題の解決を支援

（4）EPA利活用促進のための情報提供・相談体制の強化

- ・セミナー開催、解説書・パンフレット等の作成・配布、地方紙等への記事掲載
- ・通関トラブル等に備えた情報収集・調査
- ・相談窓口機能の強化 等

（5）アジア地域のデジタル関係企業とのネットワーク構築

- ・日本のスタートアップ企業等との連携・共創先としてのアジア企業を発掘するため、アジア関係国を対象に、情報収集やサポートセンターの開設を行う。

（6）英国のEU離脱に伴う対欧州ビジネス支援事業

- ・ブレグジットに伴って対応が必要となる英国及びEUの制度等に関するセミナーや個別相談、サプライチェーンの見直し等の支援 等